会費は15日まで 遅くとも、25日までに

# 見附民商会報

オリ・パラよりコロナ対策を！

見附民主商工会
見附市新町3−4−48
2021年7月5日
第1559号

## ☆社保算定・源泉税納付等 なんでも相談会

**7月5日（月）10時～・13時半～ 民商事務所**

社保算定基礎届・上半期源泉税納付
記帳・経営・国保税・労災保険・社会保険などの相談においでください。
※事前に相談内容も含めてご連絡ください。

## ☆現金出納帳学習会

**7月13日（火）13時半～民商事務所**

※そもそも現金出納帳ってなんら？
※どうやって書くが？
※途中でギブアップしないコツはねーが？
現金出納帳をしっかりつけることが、帳簿つけの第1歩。むずかしい話はなし！解りやすく説明します。**是非ご参加ください。**

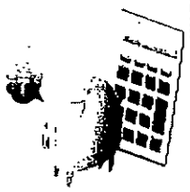

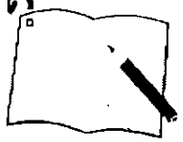

## ☆国・月次支援金

**給付額** ・中小法人 上限20万円・個人事業者 上限10万円

**給付対象** 緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う飲食店休業・時短営業、または外出自粛の影響を受けている

**支給要件** 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて50パーセント減少している事業者

**申請期間** 4月分、5月分 6月中下旬～8月中下旬
6月分 7月1日～8月31日

**注意事項**
・申請はオンラインのみ
・登録機関による「事前確認」が必要

## ☆新潟県事業継続支援金

**給付額** 20万円

**給付対象** 県内の飲食店に商品・サービスを提供している業者

**支給要件** 令和2年12月～令和3年8月までの期間で売上が2ケ月連続して20％以上減少（前年同月比）

**申請期間** 9月30日まで

**森友文書改ざん「赤城ファイル」明らかに** 正しい事が捻じ曲げられる政治許せません。国民のための政治を！

## ☆打越さくら参議院議員との懇談

6月25日

新潟民商事務所 新潟民商婦人部・青年部役員、会員の皆さんが集り、見附から小川事務局員が参加。打越議員に対して左記内容で要望しました（抜粋）

① 業種にかかわらず新型コロナ禍で影響を受けた、すべての業者に売上に応じた、第2弾持続化給付金の実施
② 中小業者に対する協力金等を実施する自治体への財政支援
③ 税の応能負担と消費税の減税を政府に
④ 「インボイス制度」の実施中止を政府に
⑤ 「所得税法第56条」の廃止を政府に

## ☆菊田まき子代議士と、おしゃべりサロン

**日時** 7月4日（日）お気軽に、御参加ください
13時半～14時 中央公民館中ホール
15時～16時 中央公民館中ホール
17時～18時 小泉事務所
皆さん一緒にお話ししませんか？

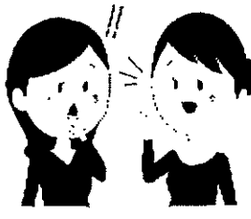

## ☆インボイス 10月から登録申請始まる

ある日のこと、Aさんがいつものように、納品に行くと担当の人から言われました。

**担当者**「Aさん、10月になったらインボイスの発行事業者の登録をしてくれない？」

**Aさん**「え！何ですかそれ？」

**担当者**「要するに課税業者になってほしいのよ。」

**Aさん**「うち、売り上げ1000万円もないので関係ないです。」

**担当者**「そうじゃないと、うちの会社が、お宅に支払う消費税分の仕入れ控除ができんのよ。ダメなら、その分値引きしてくれない？」

**Aさん**「そんな！今でもぎりぎりの採算なのに無理です」

**担当者**「じゃ課税業者になってよ。ダメなら他の仕入れ先探すわ」

**Aさん**「・・・・・・・・」

あなたは他人事だと思っていませんか？

インボイスは税理士会や様々な業界でも反対しています。中小業者つぶしのインボイスに反対しましょう！